

佐野日本大学短期大学研究倫理規程

令和3年1月25日制定

令和7年3月13日改正

(目的)

第1条 この規程は、佐野日本大学短期大学（以下「本学」という。）における学術研究が、関係法令に適合し、また、社会通念上適切な方法及び内容で行われるようにするため、研究者等に求められる倫理に関する事項を定め、もって社会からの信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語を次の各号のとおり定める。

- (1) 研究とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価に至るすべての過程における行為、決定及びそれに附随するすべての事項をいう
- (2) 研究者とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に係る者をいう。なお、学生等であっても、研究活動に係るときは、研究者に準ずるものとする
- (3) 研究支援者とは、本学の競争的資金等の管理・監査体制上の部署において、研究者の研究活動を支援する者をいう

(研究活動における基本理念)

第3条 研究活動における基本理念を次の各号のとおり定める。

- (1) 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない
- (2) 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない
- (3) 研究者は、研究活動のすべての過程において、捏造、改ざん、盗用などの不正な行為を行わないとともに、研究費ごとに定められた助成条件や使用ルールを遵守し、研究活動に係る不正及び研究費の取扱いに係る不正の防止に努めるものとする
- (4) 研究者は、関係法令、本学の諸規定等において定められた研究に係る基準等を遵守しなければならない

(研究者の行動及び態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2. 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、習慣、規律の理解に努めなければならない。

3. 研究者は、研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、研究に係る人々の立場を尊重し、相互に理解することに努めなければならない。
4. 研究者は、研究に係る人々の安全や環境に対して、責任ある取組みを行うとともに、障害や性別、国籍などによる差別やハラスメントのない良好な人間関係を築くよう努めなければならない。
5. 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための資料・情報・データ等の収集)

- 第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。
2. 研究者が、資料、情報、データ等を収集する場合は、その研究目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームドコンセント)

- 第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究（人を対象とする研究等）を行う場合等では、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
2. 研究者が、組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報保護)

- 第7条 研究者は、「学校法人佐野日本大学学園個人情報取扱規程」等の諸規程を遵守し、研究の必要上、個人情報を使用又は保管する場合には、それが漏洩することのないよう厳格に管理し研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(資料、情報、データ等の利用及び管理)

- 第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。
2. 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、関係法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

- 第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。
2. 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果の公表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし知的財産権等の取得及び合理的理由のために公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

2. 研究活動のすべての過程においてなされる次に掲げる行為は、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、絶対に行ってはならない。

(1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること

(2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

(3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な引用なく使用すること

(オーサーシップの基準)

第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。

(研究費の不正使用の防止)

第12条 研究者は、研究費の使用にあたって、関係法令、国等の資金配分機関の定め、本学関連規程などを遵守し、不正に使用してはならない。

2. 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団法人等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

3. 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が、評価者、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に係るときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2. 研究者は、他者の業績評価に関わり知りえた情報を不正に利用してはならない。また、当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(利益相反)

第14条 研究者は、自らの研究活動に当たり、本学「公的研究費に関する管理・運営規程」等の諸規程を遵守し、本学と本学の教職員等の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

(研究支援者の役割)

第15条 研究支援者は、研究費の管理時において、不正行為に関与してはならない。

2. 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しないことはもとより、競争的資金等に係る管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。

(本学の責務)

第16条 本学は、研究者及び研究支援者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2. 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者及び研究支援者の研究倫理に反する行為に対しては厳正かつ公正な措置を講ずるものとする。

3. 本学は、研究に関する倫理上の審査並びに研究活動上の不正行為及び研究費の不適切な使用の防止などの関連規程を定め、学内外に公表・周知し、研究倫理の徹底に努める。

4. 本学は、この規程に反する不正行為が発見された場合、必要な措置を講じるものとする。

5. 研究に係る倫理の保持に関する学内からの相談についての窓口は、「学校法人佐野日本大学学園公益通報規程」第3条に定める内部監査室内のコンプライアンス窓口とする。また、本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた学外からの苦情、相談等に対応する。

(委員会)

第17条 本学の研究倫理の策定、研究計画の審査については、佐野日本大学短期大学図書学術委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2. 委員会及び審査の手続き等について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、図書館事務室が担当する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得て行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。